

平成27年1月27日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 曾 和 俊 文

三田市オンブズパーソン 西 野 百合子

平成26年12月5日付けで 申立てのありました意見等の 調査結果につきまして、三田市  
通知しました発意に基づく

オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 意見等申立ての趣旨 | <p>武庫が丘コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）の地元移管が進行中である。武庫が丘連合自治会には、10の単位組織が関係しているが、現在、加入の手続きが不備なために加入できていない組織が2つ、理事会に役員を派遣していない組織が1つある。武庫が丘連合自治会の正当性に疑問がある。また、会則に規定されているのに、地域住民の総意を得るための総会を開催していない。三田市は、まるで地域が承認したかのような推進をしている。</p> <p>この状態においては、三田市が、旧コミセン建物の解体、新コミセンの建築を進め、武庫が丘連合自治会がコミセンの無償譲渡契約の受け皿となつて、将来のコミセンの運営管理などを担当することはできないのではないかと懸念がある。覚書に各単位自治会長が連署ができない可能性もある。この状態が改善されるまで、コミセンの地元移管の進行の留保を求める。</p> |
| 調 査 の 結 果 | <p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 本件は、平成26年度申立て第3号、同第5号及び同第6号と同一の申立人によるものである。これらはすべて関連した事案であり、コミセン移管の経過及び武庫が丘連合自治会の構成等や行政事務委託料など、本件に係る申立人の主張の前提となる詳細については、先に調査した上記3件の調査結果通知書を参照されたい。</p> <p>(2) 申立人による申立ての理由は、概ね以下のとおりである。</p> <p>ア コミセンは、地域住民の自治活動の拠点であり、武庫が丘連合自治会は、その活動を推進する母体となる大きな組織である。三田市と武</p>  |

庫が丘連合自治会がコミセンの無償譲渡契約を締結するためには、この組織が地域住民の総意を代表する民主的な組織である必要がある。現状では、下記ウに掲げるとおり、連合会を構成すべきであるのに欠落している単位組織があり、「武庫が丘連合自治会」を名乗る資格に疑念がある。

イ コミセン移管について、武庫が丘連合自治会の理事会において賛同を得ているとのことであるが、下記ウに掲げるとおり、理事会の決定の有効性に疑念がある。会則にある総会も開催されていない。建物や資金計画等を各単位組織の総会に提示し、地域住民の総意を確認し、賛同を得たうえで推進すべきである。しかるに、三田市は、予算要求や議会提案等のコミセン建築に関する措置を進めている。理事会が有効に機能していないこと、総会が開催されていないことを申し立てているにもかかわらず、三田市がこのような推進をするのはおかしい。三田市は、これらをしっかり確認してからコミセンの地元移管を推進する責任があるが、怠っている。

ウ 以上の点は、次の5点の理由によるものである。

(ア) ディアコルモ武庫が丘の全組織は、武庫が丘連合自治会の構成員ではない。・・・平成26年度申立て第3号及び同第5号関連

(イ) 新武庫が丘高層自治会は、武庫が丘連合自治会の構成員ではない。・・・平成26年度申立て第6号関連

(ウ) 武庫が丘4丁目自治会は、武庫が丘連合自治会の理事会に役員を派遣していない。

(エ) 以上(ア)から(ウ)までに掲げるとおり、武庫が丘連合自治会の理事会に上記3つの組織が欠けている。

(オ) 武庫が丘連合自治会は、コミセンの運営管理等の将来に亘る資金計画を全く示していない。

(3) 以上に掲げる事項のほか、申立人との面談で聴取した意見は、次のとおりである。

ア コミセンの移管に関し、武庫が丘高層住宅には武庫が丘高層住宅自治会と新武庫が丘高層自治会の2つの自治会があるにもかかわらず、行政事務委託料を一方にのみ支払う等の偏った関与を行っていることなどから、三田市に不信感がある(上記(2)ウ(イ)関連)。

申立人の望みは、2つに分かれている自治会が1つの組織になり対立をなくすことで、三田市も1つになるよう働きかけていくべきである。

イ 武庫が丘連合自治会は、コミセンの移管に関し、決定したことすら住民に情報を公開しない。三田市も武庫が丘連合自治会に改築図面を見せたにもかかわらず、会議終了後にこれを回収した。

申立人は、住民が議論し納得し合うためにも、総会を開催したうえで手続きを進めるべきだと考えている。そのためには、情報公開が徹底されなければならない。

ウ 申立人は、コミセンの移管に反対しておらず、むしろ大賛成である。しかしながら、その受け皿となる武庫が丘連合自治会の正当性が疑わしく（上記(2)ウ(ア)から(エ)まで関連）、コミセンの維持管理をするに当たり、単位自治会の離脱が危惧される。

エ こうした懸念がある以上、現在の状態でコミセンの地元移管を進めることはストップして欲しい。

2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市の機関（コミュニティ課）への事情聴取を行い、さらに参考として武庫が丘連合自治会からも事情聴取を行った結果、以下の事実を確認した。

(1) まず、申立ての対象となっているコミセンに関し、その位置付けや経緯等について整理すると、以下の通りである。

ア 三田市は、北摂三田ニュータウンの開発に伴い、昭和 62 年から平成 8 年までの 10 年間、人口増加率日本一を記録するなど、急激な発展を遂げてきた。このニュータウン開発に関し、三田市は、既成市街地などニュータウン以外の地域は基礎集落を中心として歴史的に一定のコミュニティが形成されてきたのに対してニュータウン入居者はお互いが新来者であることから、地域コミュニティの形成について最も気を配っていた。

イ 三田市にとって地域コミュニティの醸成は、住民との協働のまちづくりを進めるうえで欠かすことができず、例えば、災害時の対応等を捉えても「共助」との言葉が示すとおり、地域コミュニティが担う役割は大きいと言える。

こうした住民自治を促進し、持続的に発展させるためには、活動の核となる施設が必要となる。三田市は、北摂三田ニュータウンの開発に当たり、町名を単位としてコミセンを計画的に整備することとし、その後、平成 8 年度にゆりのき台地区のコミセンが完成したことをもって、ニュータウンにおけるコミセンの整備はすべて完了した。整備されたコミセンは、三田市の公の施設として位置付けられたが、供用当初から地元自治会にその運営を委ねており、その成果もあって、ほ

とんどの地域において自治会が結成されるとともに、コミセンを拠点として集会その他様々な自治会活動も盛んに行われるようになり、コミセンを活動基盤とした地域コミュニティの形成といった三田市の所期の目的は達成されたようである。

ウ そうしたことを受けて、三田市は、更なるステップアップとして、地域コミュニティの一層の醸成を図るため、コミセンを地元に移管するよう地元自治会と順次調整し、建物の無償譲渡を進めてきた。現時点でニュータウン内に設けられた 8 地区のコミセンのうち、平成 17 年度の弥生が丘地区を皮切りに、既に 4 地区のコミセンが地元自治会に移管されているほか、本件の対象である武庫が丘地区に加え、けやき台地区とも地元移管に向けた協議を進めているところである。

なお、これらコミセンの地元移管についての三田市の基本方針は、概ね次のとおりである。

(ア) 用途を指定したうえで、建物を無償で譲渡する。

(イ) 移管に際し、三田市が改修等の工事を実施し、移管後の維持管理費用は地元自治会が負担する。

エ そのほか、ニュータウン以外の地域では、各自治会が所有する集会所の修繕費用は各自治会自らが負担し、その費用の一部を三田市が助成しているところ、ニュータウンのコミセンは前記のとおり、三田市の公の施設としての位置付けから修繕費用を三田市が負担しており、両者に不均衡が生じていた。コミセンの地元移管は、こうした地域間の不均衡を是正するためにも進められてきたところである。

(2) 次に、本件申立ての対象である武庫が丘地区のコミセンの状況等について整理すれば、以下の通りである。

ア 武庫が丘地区のコミセンは、北摂三田ニュータウンの開発事業を進めていた兵庫県がかつて事務所を設けていた施設用地内に併設されていた。その後、開発の進捗に応じ兵庫県の事務所も廃止されたこと等に伴い、現在は三田市が兵庫県から施設用地一帯を引き継いでいる。

なお、武庫が丘地区は、北摂ニュータウン開発の中でも最初に着工された地区であり、同地区における前記コミセン設置の経緯から、建物の規模が他地区に比して著しく大きく、また老朽化が進んでいる状況であった。平成 21 年度から地元移管の協議を進める中、武庫が丘連合自治会は組織内に武庫が丘コミセン移管準備委員会を発足させ、同会による住民アンケートなど住民の意向を聴取しながら具体的な

内容を取りまとめた。その結果、解体・新設を望む住民が多数であったことを受け、昨年 10 月 12 日に武庫が丘連合自治会は理事会を開催し、コミセン移管の方針について承認した。その後、市と武庫が丘連合自治会との間で、旧コミセンを三田市の費用で解体し、新しいコミセンを新築した上で武庫が丘連合自治会に無償譲渡するとの合意が整い、同年 11 月 12 日付で両者の間でコミセンの地元移管についての確認書が締結されたところである。なお、施設の解体・新築工事に係る設計は本年 3 月末までに完了する予定であり、今後は平成 27 年度中に、工事の実施と地元への移管を終了することが予定されている。

イ なお、地元移管の方法としては、他のコミセンと同様、土地は三田市が所有したうえで、武庫が丘連合自治会に無償で使用賃借させるという形が考えられており、今後、建物を武庫が丘連合自治会に無償譲渡するとした覚書を武庫が丘連合自治会と、すなわち武庫が丘連合自治会長の署名のほか、同会を組織する 10 の単位自治会の会長の連署とともに締結する予定である。

(3) 以上のコミセンの位置付けや経緯、武庫が丘コミセンの状況等を前提として、申立人の申立内容について次のとおり判断する。

ア まず、ディアコルモ武庫が丘に関する主張については、同地区の住民がコミセンの地元移管に反対しているわけではなく、要するに、単位自治会の構成、すなわち、管理組合と自治会との関係、自治会としての独立性の問題を指摘したものと考えられる。

管理組合と自治会の関係については、平成 26 年度申立て第 3 号において詳述しているとおり、管理組合を構成するメンバーの承認のもと、当該地域の住民からなる自治会としての実質（活動実績や役員、自治会としての規約等）を伴っている団体であれば、それを自治会とみなすことに不合理な点はない。

また、名称についても同第 3 号において述べたところであるが、独立性を持った団体として、管理組合と混同されないように、「自治会」の名称のほうが明確であると考えられるものの、これは自治会側が決定することであり、その自主的な判断に委ねざるを得ない。

この点について、武庫が丘連合自治会から事情を聴取した結果、現段階では確かに規約改正が整っていない状況ではあるが、現に独立性を持った団体が存在し、実質的にコミュニティ活動を実施していること、武庫が丘連合自治会としても規約改正がなされた時点で連合会加

盟団体として追認する意向であることが確認できたところである。

したがって、この点をもって、コミセンの地元移管をストップするべきであるという申立人の主張には理由がない。

イ 次に、武庫が丘高層住宅に2つの自治会が存在するとした主張については、平成26年度申立て第6号において詳述したとおり、現在司法の場において係争中でもあり、オンブズパーソンとしてはどちらが正当な自治会であるかどうかを判断する立場にない。

この点についても武庫が丘連合自治会から事情を聴取したところ、同会は、現段階において、より多数の住民が属しており、自治会活動の実績もある「新武庫が丘高層自治会」を武庫が丘連合自治会への加盟団体として承認しているとのことであり、このこと自体に不当な点はない。

どちらが正当であるかどうかは裁判の結果をもって判断すればよいと考えるが、武庫が丘高層住宅地域については、その大多数を占める住民が参加している団体が武庫が丘連合自治会に加入しているのであり、当該団体はコミセンの移管問題については武庫が丘連合自治会の方針に従い、移管を受けることを了承している。また、少数派の団体も従前の経緯からコミセン移管そのものには反対していないとみられるとのことである。したがって、現時点において、武庫が丘高層住宅地域内において2つの自治会が争っていることをもって、コミセンの地元移管をストップするべきであるという申立人の主張には理由がない。

ウ 次に、武庫が丘4丁目自治会の武庫が丘連合自治会への役員派遣に関する主張については、武庫が丘連合自治会の役員に関するものであり、コミセンの地元移管と関係がなく、コミセンの地元移管を不安とする問題ではない。

この点についても武庫が丘連合自治会に事情を聴取したところ、今年度の武庫が丘4丁目自治会の事情に起因したことであり、そのこととコミセンの地元移管とは関係がなく、同地区がコミセンの地元移管に反対している事実も窺えなかった。また、事実として、同地区に居住する申立人自身もコミセンの地元移管に賛成している。

したがって、この点をもって、コミセンの地元移管をストップするべきであるという申立人の主張には理由がない。

エ 以上に加え、申立人は、これら3点の主張から、武庫が丘連合自治会の正当性に疑念を呈するとともに、コミセンの地元移管に関するす

すべての決定は、武庫が丘連合自治会の総会決議事項であり、無償譲渡契約には、各単位自治会の代表の連署が必要であると主張している。

なお、コミセンが当該地域の住民自治の拠点となることからすれば、コミセンの移管についても住民の理解を得て、住民の総意でもって行うことが望ましい。この点では、武庫が丘連合自治会だけの署名ではなく、各単位自治会の連署もあることが望ましいとする申立人の主張は正当である。

そこで、この点について、市の機関（コミュニティ課）や武庫が丘連合自治会に質したところ、単位自治会での総会決議を経て会長が覚書に連署することを予定しているとのことが確認できた。

オ そのほか、申立人は、武庫が丘連合自治会による情報公開の不十分さについて指摘しているが、そもそもこれは武庫が丘連合自治会に対して主張されるべき点である。

この点についても武庫が丘連合自治会に事情を聴取したところ、武庫が丘連合自治会としては、これまでから住民の理解を得られるように情報は公開しており、今後もこの点については十分意を用いていくとのことであった。

また、申立人は、三田市が武庫が丘連合自治会に改築図面を見せたにもかかわらず、会議終了後にこれを回収したことを挙げて情報公開の不十分さを指摘している。この点について市の機関（コミュニティ課）に確認したところ、あの時点で改築図面を回収したのは、単に入札前であったことから、競争入札への影響を懸念した対応であったことが確認できた。

したがって、これらの点をもって、コミセンの地元移管をストップするべきであるという申立人の主張には理由がない。

3 最後に、オンブズパーソンとしては、地元移管後のコミセンの維持管理に関し、三田市に対して以下のとおり付言することをもって、調査を終えることとする。

コミセン移管後の財産の管理手法については、平成 26 年度申立て第 3 号において、申立人の懸念に対する回答として詳述しているところであるが、要点のみ再論する。

地方自治法第 260 条の 2 は、認可地縁団体、いわゆる自治会等の法人格の取得について規定している。当該規定は、かねてから生じていた自治会財産の所有・管理に関わる紛争解決の受け皿として、認可地縁団体として法人格を取得することにより法人名義による不動産登記等を可能とする

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>よう設けられたものである。</p> <p>本件コミセンの地元移管に伴う財産の管理は、まさしく地方自治法が予定しているところでもあり、自治会が法人格を取得することで特段の不利益は考えられず、以後のトラブル発生の可能性を未然に防ぐ意味においても、認可地縁団体の存立を追求すべきものであると考える。したがって、三田市としては、コミセン移管のこの機会に、相手方である連合自治会の理解を得つつ、コミセンの所有者である連合自治会が認可地縁団体となるべきことを追求すべきである。</p> |
| 備<br>考 |   |